

第2章 行動計画の基本的事項



1. 基本理念

本町では、

「生活者が安心して子どもを産み、健康でいきいきと育てることのできるまちづくり」
を目指します。

2. 計画の方向性

本計画の実現に向けて、基本理念の下、計画の方向性を以下のように定めます。

- 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることのこころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- 社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取り組む。

3. 重点的視点

今後の次世代育成支援対策の施策検討にあたり、以下の4項目を重点的な視点として推進します。

なお、この視点を基本とした考え方の実現に向け、行政が最大の努力をほらうことはもとより、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関等と連携を図りながら、これらの視点をふまえ積極的に取組み、本計画の具体化に努めていく必要があります。

〈視点その1〉子どもの視点

次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。このため、子どもの視点として以下のような方針を定めます。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

〈視点その2〉次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。このため、次代の親づくりの視点として以下のような具体的な方針を定めます。

子どもが親になった時、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

〈視点その3〉すべての子どもと家庭への支援の視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が重要です。このため、すべての子どもと家庭への支援の視点として、以下のような方針を定めます。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

〈視点その4〉サービス利用者の視点

子育て支援に係る利用者のニーズの多様化に対応した、利用者の視点にたった柔軟かつ総合的な取組が必要となります。このため、サービス利用者の視点として以下のような方針を定めます。

本計画では、核家族化や社会環境の変化、住民の価値観の多様化に伴う子育て支援ならびに次世代育成関連サービスに対する利用者のニーズが多様化しており、利用者の個別のニーズに促した支援策を推進します。

4. 基本目標

前項「3. 重点的視点」を受け、具体的な行動目標の指針となる以下の基本目標を定めます。

(1) 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

即ち、子育て家庭が必要とする情報の提供や、地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組めます。

(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

両親や家族が有する育児の考え方を尊重しながら、家族、地域ぐるみで積極的に母子保健を推進し、つよくたくましい人づくりを支援していきます。

そのため、父性・母性意識確立、妊娠出産、子育てに関する支援、疾病の予防と健全な発育発達の援助等を思春期から妊娠出産期そして乳幼児期に至るライフサイクルの中で、一貫したきめ細かな母子保健サービスの充実を図っていきます。

- ・ 安全な妊娠、出産と安心のできる子育て環境の確保
- ・ 個人の健康状態に応じた適切な医療や療育の確保
- ・ 思春期の保健対策の充実
- ・ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組めます。

学校・家庭・地域等地域資源のネットワークにより、子どもを生き育てることのできる喜びを実感できる仕組み作りを展開するとともに、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができる生活空間を整備します。

さらに安全・安心して外出することができる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態に配慮し、これを支援する総合的なまちづくりに取り組めます。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就業体制を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を整備します。

さらに国、県、事業主、関係団体と連携を図りながら広報・啓蒙活動を推進します。

(6) 子ども等の安全の確保

核家族化や少子高齢化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より希薄となり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全は脅かされています。

子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関等と連携した活動を推進し、子どもの一人歩きに不安を感じなくてもすむまちづくりに取組みます。

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな支援のため

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障害児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

5. 計画の基本体系

<基本理念>

生活者が安心して子どもを産み、健康でいきいきと
育てることのできるまちづくり

<方向性>

- ◇ 子どもの感じ方・見方を尊重し、子どもが安全で親が安心できる、地域における子育ての推進を図ります。
- ◇ 子育ては“人づくり”であり、次の世代に親となる子どもたちに、親になることこのころ構えなどの教育の支援や働きかけを支援します。
- ◇ 子育てと仕事との両立支援のみならず、家庭における子育ての孤立化の防止等、広くすべての子どもと家庭への支援を推進します。
- ◇ 社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て支援に係るニーズの多様化に対応したサービスの推進に取組ます。

<重点的視点>

子どもの
視点

次代の
親づくり
という
視点

すべての
子どもと
家庭への
支援の
視点

サービス
利用者の
視点

<基本目標>

① 地域における子育ての支援

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

④ 子育てを支援する生活環境の整備

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

⑥ 子ども等の安全の確保

⑦ 要保護児童への対応などきめ細かな支援のため